

介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A

問1 総合事業のサービス利用料を運営規程に記載する際に、「介護報酬告示上の額」と記載してよろしいか

(答) 総合事業は保険給付外となりますので、運営規程にサービス利用料を記載する際には「根室市長の定める第1号事業に要する費用の額」と記載して下さい。

(参考例)

	訪問介護・通所介護	第1号訪問事業・通所事業
サービス利用料 (法定代理の対象外)	介護報酬告示上の額	根室市長の定める第1号事業に要する費用の額
法定代理の対象	介護給付費の自己負担相当額	根室市長の定める第1号事業に要する費用の額の自己負担相当額